

(平成28年11月24日配布:川村真文)

## 不祥事事例とコンプライアンスの視点②

### 内容

第2	旭化成 .....	2
1	資料 (=外部調査委員会の中間報告書) .....	2
2	事案 .....	2
3	問題点 .....	2
4	対策 .....	6

## 第2 旭化成

### 1 資料（＝外部調査委員会の中間報告書）

外部調査委員会による2016年（平成28年）1月8日付中間報告書（旭化成建材株式会社の杭工事施工物件におけるデータ流用等に関する件）（旭化成株式会社のホームページに掲載、「旭化成 中間報告書」で検索。）

### 2 事案

旭化成は、横浜市都筑区の共同住宅（「本件マンション」）のD棟とそれに隣接するB1棟との渡り廊下手すりのエキスパンション部に段差が生じ、D棟側が約2センチメートル低くなっていること（「本件段差」）が発覚⇒子会社である旭化成建材株式会社（「旭化成建材」）が本件マンションにおいて施工した杭工事に施工不良が存在する可能性があること、並びに本件杭工事に関する2006年（平成18年）4月付け施工報告書に添付された、電流計データ及び流量計データ（以下、電流計データ及び流量計データを併せて単に「データ」ということもある。）について、データ流用、切り貼り又は人為的加筆による改ざんが行われた可能性があることを覚知。以上の情報は、本件マンションの元請業者である三井住友建設株式会社（「SMC」）からもたらされた。なお、本件マンションの建築主は、三井不動産レジデンシャル株式会社、設計者及び元請業者は、SMC、本件マンションのうち、杭工事のみに関して、SMCの下請負人となったのは、株式会社日立ハイテクノロジーズ（「日立ハイテク」）であり、旭化成建材は、本件マンションの杭工事に関して、日立ハイテクの下請負人。旭化成建材は、実際の杭工事を、a社及びb社に下請負させて施工した。

### 3 問題点

杭工事現場での問題点として、①データの適切な取得及び保管ができていない点、さらに、そのような場合に、②データがないことを申告せず、データ流用によって施工記録を形式的に整えることで良しとしている点、がある。

以上に加えて、データ流用は本件マンション以前に旭化成建材が施工した杭工事においても確認されており、③長年かつ多数回にわたってデータ流用を発生させてきた旭化成建材の管理体制・教育体制の問題点。

#### 1 データの適切な取得及び保管ができていなかった原因・背景

(1) 電流計及び流量計の問題点（「●ハード面」）

① 電流計と杭打ち機が連動していない

電流計の電源が入っていても問題なく掘削作業を進めることが可能⇒電源を入れ忘れても工事関係者が気が付かないまま、施工が完了。

② 電流値を適切に取得・保存するための機能が不十分  
電流計データを電子データとして保存する仕組みがなかった。

③ 流量計の切り替え時期であった

本件杭工事で用いられた流量計は、当時、使用が開始されたばかりの装置であり、Aにとっても初めて使用するものであった。そのため、Aは**操作に不慣れ**であり、A以外の施工人員は操作方法さえ知らなかった。

(2) 杭工事現場における体制面の問題点（「●ソフト面」）

① 現場責任者の多忙

支持層到達深度は現場責任者が掘削状況を見ながら、電流計記録紙原本や手元のノート等に書き込む必要があったが、Aは、杭工事現場への立会い以外にも、資材搬入車両の誘導、元請業者への対応等を担当していて杭工事現場を離れざるを得ないことも多く、電流計データ及び流量計データの適切な取得に常に気を配っておくことが困難な状態であった。

② 現場責任者と施工人員との連携不足

2号機の施工人員はいずれもb社に所属していたが、**施工人員を指揮管理すべき現場責任者のAは別会社であるc社の所属**であった。また、Aがb社の施工人員と共に杭工事を行ったのは本件マンションが2か所目であった。

⇒Aと施工人員との間の意思の疎通が不十分であり、**Aが杭工事現場を離れる場合の電流計や流量計の操作、データ保管等を誰が行うのかを決めることなく、電流計や流量計の操作等について曖昧なままに作業**が続けられていた。さらにAは、本件杭工事施工期間のみ旭化成建材への出向社員となっていたが、実態としては下請業者の従業員であったため、現場責任者として施工人員を指揮管理するバックグラウンドに欠けるところがあった。

③ データ記録紙原本の保管体制が定められていなかった

データ記録紙原本は、もっぱら現場責任者自らの判断に基づき自らの責任で施工記録提出時まで保管している状態となり、紛失、破損、汚損等のリスク。特に本件敷地における杭工事は施工期間が約2か月半と比較的長く、施工本数810本71に及ぶ大規模なものであったため、紛失等のリスクは一層高かった。

2 データがない場合にその旨を申告せずデータ流用を行わせた原因・背景

(1) データ流用を可能とした背景

① 流用の機会があった

本件マンションにおいては、施工記録提出時までデータ記録紙原本を現場責任

者が保管⇒このデータ記録紙原本をコピーしたり切り貼りするなどして流用することを可能とする環境があった。

## ② 施工報告書の事後チェックの不十分

流用されたデータの中には、流用元データを完全にコピーしたもの、切り貼りしたために見た目が不自然になっているものなども存在し、注意深く観察した場合には早期に流用に気付くことも可能であったと思われるが、本件段差の発覚をきっかけとして調査が行われるまで、SMC、日立ハイテク、旭化成建材を含め、施工報告書を入手した関係者の中で流用に気付いた者は誰もいなかった。このような事後チェックの甘さもデータ流用を可能にした要因の一つである。

## (2) データ流用を行った原因

### ① 継続的かつ多数のデータ流用を行っていた

Aは、本件杭工事施工当時、現場責任者として約10年間、件数にして約40～50件の経験を有していたが、既に他の物件でもデータ流用を行っており、データ流用に対する罪悪感・抵抗感が鈍磨していた。データを提出できない場合にはその旨を正直に申告するのではなく、データを流用して施工報告書を形式的に整えることが一般的な方法であるとの意識⇒Aは、本件杭工事の際も、データ取得の失敗やデータ記録紙原本の紛失等について、SMCやI氏に報告することなくデータ流用を行い、全ての杭について形式的にデータを整えようとした。

### ② データが提出できなくなった場合の対応方針が明確化されていない

本件杭工事の際、データ取得に失敗した場合や、その記録紙を紛失するなどして提出できなくなった場合にどう行動すべきか、明確なルールやマニュアルが存在しなかった。

### ③ データに対する軽視

Aは、支持層に達したか否かは電流値のみによって判断するわけではなく、支持層の想定深度、杭打ち機の震動、モーター音の変化等も考慮の上総合的に判断すべきものと考えていた⇒実際の施工さえ適切に行っていればデータが残らずとも大きな問題ではないとの強い意識があり、将来的な検証に耐えるためにデータを適切に取得・保管して提出すべきであるという意識が低いものと認められた。A以外の現場責任者経験者からも同趣旨の説明が認められた。

## 3 旭化成建材における管理体制・教育体制の不備

旭化成建材における管理体制・教育体制が、施工現場におけるデータ流用を防止するための管理監督機能・教育機能を十分に果たしていなかった。

① 電流計及び流量計の機能としてデータ取得に難がある点について改善しなかった

特に電流計は、機能的な問題からデータを取得できないケースが散見されていたが、そのような杭工事現場での実情を旭化成建材の管理サイドでは正確に把握しておらず、適時適切な改善策を講じなかった⇒データが適切に取得できないという状況が長年放置された状態。

② データの取扱いについて旭化成建材独自の管理基準を整備していなかった  
旭化成建材では、データ記録紙原本の保管方法、チェック方法等について独自の規程類を定めておらず、杭工事現場ごとに元請業者や注文者の指示に従うのみであった。

③ データが提出できなくなった場合の対応方針が明確に定められていなかった

電流計データ及び流量計データについては施工報告書に添付して提出すべきものであることとされていたが、その取得の失敗、保管不備等によって提出できなくなった場合の対応方針について、旭化成建材では明確に定めておらず、対応は、もっぱら現場責任者の判断に委ねられていた。

④ 主任技術者の配置に法令違反があり、主任技術者を通じた施工現場の管理が不十分であった

建設業法では、公共性のある重要な建設工事の場合、主任技術者は工事現場ごとに専任の者であることが義務付けられているが、本件杭工事現場における主任技術者であった I は他の杭工事現場の主任技術者も兼務しており、建設業法に違反する状態となっていた。旭化成建材においては、データ記録紙原本の保管方法、チェック方法等を定めておらず、データが提出できなくなった場合の対応方針も明確に定めていなかった⇒主任技術者においても、現場責任者に対してこれらの事項に関する管理・指導を行うべきとの認識が希薄で、現場責任者任せの状態となっていた。

⑤ 現場責任者等に対しデータの重要性に関する教育を十分に行っていなかった

杭工事では、工事が完了すれば杭は土中に埋没し、事後的にその性能等を確認することが極めて困難⇒杭の施工方法が適切であり必要な性能を備えている旨を事後的に疎明するには適切なプロセス管理が必要不可欠であって、それゆえに、DW 工法（ダイナウィング工法）施工指針等においてもデータの取得・保管が定

められている。しかしながら、旭化成建材においては、現場責任者等の杭工事に直接携わる関係者に対し、そのようなプロセス管理の重要性、データ管理の重要性等に関する教育が十分になされていなかった。また、本件杭工事の際も、A等の現場責任者、施工人員等に対し、データの重要性に関する教育が実施されていなかった。⇒現場責任者等の間で、データの重要性に対する意識が総じて低い傾向が窺われた。

#### 4 対策

##### 1 データの適切な取得・保管のための措置として

- ① 管理装置のさらなる改善によりデータ取得ができないという現象自体をゼロに近づける。速やかに**管理装置の導入**に努める。
- ② 現場責任者等に対する**管理装置使用方法の教育の機会**を増やし、適切に管理装置を使いこなせるようにする。
- ③ 現場で作業する人員の適切な配置と役割分担により、データ取得が確実にできる体制を整える。
- ④ データ原本の取扱いについて元請業者や注文者の指示・意向に委ねるのではなく、たとえばデータ原本は毎日元請業者に提出することとする、旭化成建材の担当責任者が確認することとする等、旭化成建材としてのルールを策定し、現場責任者にも徹底する。

##### 2 データがない場合にデータ流用を行わせないための措置として

- ① データ原本を工事完了まで現場責任者に保管させておくことはデータ流用の温床となる⇒**データ原本の保管等に関するルール**を策定すべきである。
- ② データ取得に失敗等したときには、元請業者のみならず旭化成建材の担当責任者にも直ちに報告することを定めるなど、**報告体制をルール化し、速やかに申告できる環境**を整える。
- ③ 施工報告書をチェックする際に、形式的にデータが整っているかどうかの確認のみならず、**電流計データ及び流量計データの内容についても注意深く事後チェック**を行う。
- ④ データがない場合の事後的な対応について**予めルールを策定し、関係者間で共有すべき**ある。

### 3 適切な管理体制・教育体制の構築

- ① 現場責任者をはじめ、杭工事を施工する者に対し、**データというのは適切な施工が行われたか否かを事後的に判断できる重要な資料**であり、その流用等は許されない旨の**教育を定期的**に行う。
  
- ② 杭工事現場における問題点が旭化成建材の管理サイドでも適切に把握できるように、**施工店との定期的な情報交換、現場視察の実施等**を行う。
  
- ③ 旭化成建材が所属する旭化成グループにおいては、品質管理に関する規程を整備しているが、その内容は、どちらかというところ、自社工場における生産を念頭に置いた製品の品質、環境安全、労働安全衛生等に注力されたものとなっており、本件のような建設工事における施工品質管理や、そのためのデータ流用を防止するという観点には触れられていない。**施工品質管理や外注業務の品質管理のためのデータの保管等に関するプロセス管理の重要性に着目した規程を整備**する。